

都市計画法第32条協議について（北部土木管理課用）

北部建設事務所土木管理課との都市計画法第32条に基づく事前協議の主な内容及び必要書類等は以下のとおりです。

1 協議の主な内容

- ① 道水路の境界に関する事
- ② 道路法に基づく施行承認・占用許可申請に関する事
- ③ 道路後退用地、すみ切り用地、新設道路用地（市へ帰属できる道路）の帰属に関する事 など

2 必要書類

- ① 開発行為等協議申請書（土木管理課用）
または、都市計画法第32条等に基づく協議記録書（自己居住用の場合）
 - ② 開発行為等で設置及び廃止又は関係する公共施設の概要（該当がある場合に提出）
 - ③ 委任状（代理人申請の場合に提出・1部は原本）
 - ④ 案内図（1/10,000及び1/1,500・開発区域を朱書き）
 - ⑤ 公図（開発区域を朱書き）
 - ⑥ 現況図（開発区域を朱書き）
 - ⑦ 求積図（道路幅員は記載しない・開発区域を朱書き）
 - ⑧ 土地利用計画図
（開発区域を朱書き・構造物は官民境界から50mm間隔を取る文面を記載）
 - ⑨ 排水（汚水・雨水）計画図（開発区域を朱書き）
 - ⑩ 道路断面図（帰属する新設道路がある場合に提出）
 - ⑪ 道水路境界確定図（写）（開発区域を朱書き）
 - ⑫ 側溝台帳（写）（側溝排水をする場合に提出・開発区域を朱書き）
各3部
- ※ その他協議内容により別途書類等が必要になる場合があります。

問合せ先

さいたま市建設局

北部建設事務所 土木管理課 調査係

TEL:048-646-3198 FAX:048-646-3265